



FURUSATO
GROUP

あしたもハレヤナ

証券コード：8087

第62回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス対応に関するお知らせ

- ◎新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、ご出席を検討されている株主様におかれましては、流行状況やご自身の体調を充分にご確認のうえ、感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今回は、ご来場の株主様へのお土産の配付を取り止めさせていただきます。
- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.furusato.co.jp>) でお知らせいたします。

開催日時 2020年6月19日 金曜日
午前10時

開催場所 大阪市中央区南新町一丁目2番10号
フルサトビル5階 フルサトホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項 議案 剰余金処分の件

フルサト工業株式会社

ごあいさつ



代表取締役社長 古里 龍平
ふるさと りょうへい

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになりました皆様には、謹んでお悔やみ申しあげますとともに、罹患された皆様には、一日も早い回復を心よりお祈り申しあげます。

このたびフルサトグループは新たにグループ共通の理念を定めました。これは、グループとして目指す理想像や、果たすべき使命などを社内外に示し、私たちの活動にご理解やご賛同を頂くことを目的としております。

この中で、根幹部分となるスローガンを“STAND BY YOUR FUTURE あなたの未来に寄り添い支える、としました。これは、グループにかかわるすべての人と社会の未来に寄り添いサポートするという私たちの志を示すものです。

今年はまさに新型コロナウイルスの影響により、世界的に先行きが見通せないといった状況を私たちは体験しております。そのような状況においても、お客様、お取引先様、社員とご家族、そして社会の持続可能な未来が実現するようにサポートする。私たちはそのようなグループでありたいと願っています。

株主の皆様におかれましては、私たちの志をご理解いただき、引き続きご支援賜りますようお願い申しあげます。

2020年5月

グループ理念

フルサトグループ理念は、ステークホルダーにとっての持続可能な未来の実現をサポートするという、私たちの願いを表すものとして制定されました。

GROUP SLOGAN スローガン

STAND BY YOUR FUTURE

あなたの未来に寄り添い支える

OUR VISION 私たちの目指す理想

社会の持続可能を願い
グループの永続的成長を責務とし
社員がいきいきと活躍する

OUR MISSION 私たちのやるべきこと

ユニークな発想で
多くの人の価値を生み出し
意義の感じられる活動を

OUR VALUES 私たちの価値観

多様な個性を認め合い
一人ひとりが安心して
力を発揮できる環境を

目次

■ ごあいさつ	1
■ 第62回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	5
議案 剰余金処分の件	
— 添付書類 —	
■ 事業報告	6
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の現況	
■ 連結計算書類	23
■ 計算書類	26
■ 監査報告	29
■ トピックス	35

株主各位

大阪市中央区南新町一丁目2番10号

フルサト工業株式会社

代表取締役社長 古里龍平

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくよう強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）24時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時

場 所 大阪市中央区南新町一丁目2番10号
フルサトビル5階 フルサトホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目 的 事 項	報告事項	1. 第62期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
		2. 第62期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	議案 剰余金処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.furusato.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知添付書類の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.furusato.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

◎株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<http://www.furusato.co.jp>）でお知らせいたします。

◎新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を充分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることもございますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。

◎安全上の理由により、当日の運営は最小限の体制で行う方針でございます。今回は、ご来場の株主様へのお土産の配付を取り止めさせていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 | 剰余金処分の件

利益配分は、企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案したうえで決定することを基本方針としております。

第62期の期末配当につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金53円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は776,790,361円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月22日といたしたいと存じます。

以 上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、10月に施行された消費税増税の影響等により減速傾向が見られた中、1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が停滞し、大きな影響が出始めております。時勢は刻々と変化しており、国内及び海外経済の先行きは極めて不透明な状況が続くと思われます。

工作機械の受注統計は、年度計において前年度比34.9%減と、一年を通して大幅な減少となりました。鉱工業生産指数も10月以降下落傾向が続いております。建築着工統計調査における非居住の床面積が前年比マイナスとなり、緊急事態宣言を受けての現場の一時閉鎖等による停滞が予測されます。

2018年3月期より取り組んでまいりました中期経営計画『Design the Future 2020』の3カ年は、グループの総合力を発揮して、更なる飛躍を目指す期間と位置付け、各施策に注力してまいりましたが、最終年度は、定量目標としていた売上高1,080億円、営業利益40億円ともに未達成となりました。

当連結会計年度における売上高は前年比3.0%減の1,046億1千9百万円となりました。売上総利益は同4.7%増、販売費及び一般管理費は同7.0%増となったことにより、営業利益は同1.7%減の39億7千3百万円となりました。経常利益は同1.9%減の43億3千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同2.9%減の28億8百万円となりました。

売上高



営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

（機器・工具セグメント）

工業機器事業は特に下期の落ち込みが大きく前年比8.2%減となり、自動車向け機械工具事業は同1.2%増となりました。住宅設備機器事業は同6.2%増となりました。これらにセキュリティ事業を加えた結果、当セグメントの売上高は同0.5%減の496億3千3百万円となり、営業利益は同5.2%減の12億2千9百万円となりました。

（機械・設備セグメント）

工作機械事業は受注の減少が続く中、売上も下期マイナスに転じ前年比9.5%減、F Aシステム事業は同41.5%減となりました。それらの結果、当セグメントの売上高は同14.2%減の207億6百万円となり、営業利益は同12.2%減の6億1百万円となりました。

（建築・配管資材セグメント）

建築資材事業は上期の好調により前年比1.6%増、配管資材事業は横ばいとなりました。それらの結果、当セグメントの売上高は同1.3%増の342億7千9百万円となり、営業利益は同4.9%増の20億2千2百万円となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、18億2千7百万円（前期比53.1%増）であります。その主なものは、工場新築工事、生産設備（機械及び装置）取得及び更新、事業所用地取得、岐阜商事株式会社本社ビル建替え工事であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社の株式会社ジーネットは、2020年3月30日を効力発生日として、事業のさらなる拡大と充実に努めることを目的として、日本電産シンボ株式会社から事業の一部を譲り受けました。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第59期 2017年3月期	第60期 2018年3月期	第61期 2019年3月期	第62期(当期) 2020年3月期
売上高(千円)	94,109,513	98,881,982	107,873,730	104,619,924
経常利益(千円)	3,445,503	3,464,901	4,416,734	4,334,624
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,335,025	2,311,399	2,893,086	2,808,129
1株当たり当期純利益(円)	161.06	159.44	199.57	193.71
総資産(千円)	60,046,300	63,283,376	66,988,179	66,888,958
純資産(千円)	37,030,332	39,085,680	40,690,646	42,302,334
1株当たり純資産額(円)	2,554.28	2,696.12	2,806.90	2,908.60

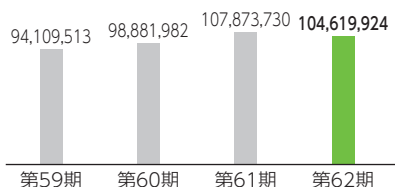
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

なお、「役員向け株式交付信託」の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、控除する自己株式に含めております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第61期の期首から適用しており、第60期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

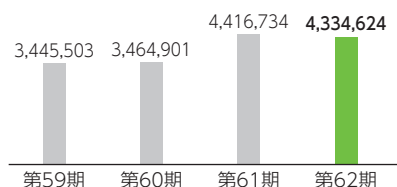
売上高

(単位:千円)



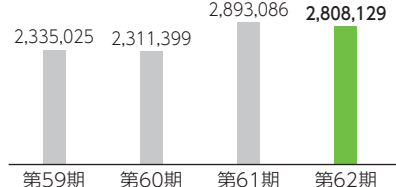
経常利益

(単位:千円)



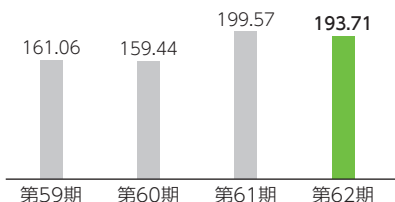
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:千円)



1株当たり当期純利益

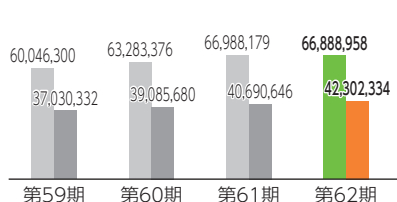
(単位:円)



総資産／純資産

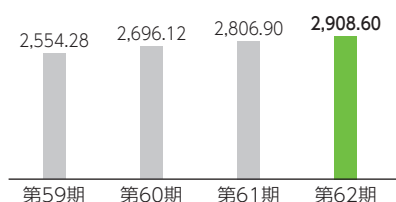
■総資産 ■純資産

(単位:千円)



1株当たり純資産額

(単位:円)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ジ ー ネ ッ ト	420,665千円	100%	工作機械、機器・工具・器具類の販売
岐 阜 商 事 株 式 会 社	10,000千円	100%	切削工具、工作機械等の販売
株式会社セキュリティデザイン	100,000千円	80%	監視カメラシステム、防犯システム、アクセスコントロール機器等の販売

(7) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長に向けて企業価値の拡大を推進していくため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 法令及び社会規範の遵守

企業市民として経済活動を実行していく上で、法令・社会規範を守り、不正や反社会的行動を排除することは、最優先事項であると捉え、コンプライアンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

② 生産性の向上

構造的なエネルギー不足や、少子高齢化の進行による今後の労働力不足等が予測される中で、競争力を維持し収益を拡大していくために、生産性の向上に取り組んでまいります。製造現場における自動化だけでなく、R P Aをはじめとする様々なデジタルテクノロジーを活用した広範な業務の自動化推進により、当社グループ全ての部署において労働生産性を向上させることにより、収益性のみならず、省エネルギーの推進や働き方改革にもつながるものと考えております。

③ 人材の確保と育成

変動の激しい経営環境の下、柔軟な発想でビジネスを構築し、事業領域を拡大していくために、多様かつ優秀な人材の確保、発掘、育成が不可欠となっており、重要な経営課題であると認識しております。少子化に伴う生産年齢人口の減少や高齢化などによって労働市場が劇的に変化している状況に対応するため人事制度の見直し、働き方改革、ワークライフバランスの充実に資する福利厚生の拡充などを行い、従来からの考え方に捉われずに、組織を新陳代謝させていくことのできる、若い世代が活躍できるフィールドを整備していくことにスピード感を持って取り組んでまいります。

④ グループ戦略に基づくビジネスポートフォリオの再構築

当社グループは異なる事業分野において複数の事業を展開しておりますが、それぞれのマーケットにおける位置付けや特性に基づく効果を確実に得るため、各事業の果たすべき役割を明確化し、それをベースとした戦略を実行することが課題であると捉えております。基本的には、安定的な収益を確保できる事業と、セキュリティやロボット、AIなどをキーワードとした戦略的な成長を追求する事業に分類し、それぞれの目的を果たすために経営資源の配分等を実施してまいります。

⑤ グループガバナンスの強化

当社グループは、M&Aや業務提携等による事業領域の拡大を持続的な成長戦略と位置付け、それに伴うグループ経営における実効的なガバナンスの強化を、重要な経営課題であると認識しております。その課題への対処として、グループ各社のコーポレート機能の統合や内部統制システムの強化など、経営資源の集中投資を効率的かつ戦略的に実施し、グループガバナンスの強化を図ってまいります。

⑥ SDGsへの取り組み

SDGs課題の解決が中長期的に社会的要求の高い課題であると認識し、企業市民として持続可能な社会の実現に向け、グループの事業活動を通じた取り組みを進めてまいります。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

フルサトグループは、機器・工具事業、機械・設備事業及び建築・配管資材事業から構成されており、事業の種類別セグメントは当該区分により作成されております。

機器・工具事業では、中小型の機械、工具、消耗品等の卸売（工業機器事業）、切削工具、工作機械等の自動車産業への直販（自動車向け機械工具事業）、システムキッチン、ユニットバス等住宅設備の卸売（住宅設備機器事業）、監視カメラシステム、防犯システム、アクセスコントロール（入退室管理）の卸売などを行っております。

機械・設備事業では、工作機械等の大型機械、生産ライン設備等の卸売（工作機械事業）及び直販（FAシステム事業）を行っております。

建築・配管資材事業では、鉄骨建築業者向けの鉄骨類、金物類、溶接材料等の直販、及びターンバックルブレース等の製造、直販（鉄骨建築資材事業）、プラント配管業者向けの管工機材、鉄骨類、機械工具類等の直販（配管資材事業）を行っております。

各セグメントの主要品目又は事業内容は、次のとおりです。

①機器・工具事業

設備機械、工具・器具類、部品・消耗品等の卸売、切削工具、工作機械等の自動車産業への直販、住宅設備機器の販売、監視カメラシステム、防犯システム、アクセスコントロール（入退室管理）等の販売

②機械・設備事業

工作機械、大型機械、生産ライン設備等の卸売及び直販

③建築・配管資材事業

ハイテンションボルト、ボルト・ナット、基礎ボルト、溶接関連資材、塗料、加工・組立機械工具、建築金物類、配管業者向け資材類等の直販及びターンバックルブレース等の製造直販

(9) 主要な事業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

本 社 （大阪本社）大阪市中央区南新町一丁目2番10号

（東京本社）東京都大田区平和島三丁目1番7号

営業所 千歳（北海道）・岩手（岩手県）・仙台（宮城県）・仙台北（宮城県）・山形（山形県）
郡山（福島県）・宇都宮（栃木県）・群馬（群馬県）・茨城（茨城県）・埼玉（埼玉県）
千葉（千葉県）・東京（東京都）・神奈川（神奈川県）・新潟（新潟県）・松本（長野県）
富士（静岡県）・静岡（静岡県）・三河（愛知県）・一宮（愛知県）・三重（三重県）
富山（富山県）・福井（福井県）・滋賀（滋賀県）・京都（京都府）・大阪（大阪府）
姫路（兵庫県）・岡山（岡山県）・広島（広島県）・米子（鳥取県）・山口（山口県）
徳島（徳島県）・香川（香川県）・松山（愛媛県）・北九州（福岡県）・久留米（福岡県）
大分（大分県）・鹿児島（鹿児島県）

工 場 宇都宮（栃木県）・埼玉（埼玉県）・滋賀（滋賀県）・久留米（福岡県）

その他 配送センター（大阪府）・関東配送センター（埼玉県）

② 子会社

株式会社ジーネット

本社 大阪市中央区南新町一丁目2番10号

支社 東京支社（東京都）・名古屋支社（愛知県）・大阪支社（大阪府）

岐阜商事株式会社

本社 岐阜市城東通二丁目49番地の2

支店 刈谷支店（愛知県）・浜松支店（静岡県）

株式会社セキュリティデザイン

本社 東京都港区南青山七丁目1番5号

支店 大阪支店（大阪市）

(10) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,066名	88名増

(注) 使用人数には、嘱託・臨時・パート社員を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
514名	19名増	39.6才	14.2年

(注) 使用人数には、嘱託・臨時・パート社員を含んでおりません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 42,125,500株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,574,366株 |
| ③ 株主数 | 4,415名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 エ フ ア ー ル テ イ	2,753,861株	18.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	980,400株	6.75%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	707,840株	4.88%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	496,640株	3.42%
古 里 龍 平	401,500株	2.77%
神 鋼 商 事 株 式 会 社	386,800株	2.66%
阪 和 興 業 株 式 会 社	344,000株	2.37%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	301,900株	2.08%
清 和 鋼 業 株 式 会 社	292,820株	2.02%
フ ル サ ト グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	273,579株	1.88%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（54,920株）を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式のうち、23,200株は「役員向け交付信託」の信託財産として保有する株式であり、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率の計算においては、自己株式として控除していません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	古 里 龍 平	株式会社ジーネット代表取締役社長 岐阜商事株式会社代表取締役会長 株式会社セキュリティデザイン取締役会長
専 務 取 締 役	山 下 勝 弘	株式会社ジーネット取締役 株式会社セキュリティデザイン専務取締役
取 締 役	浦 池 雅 弘	株式会社ジーネット取締役
取 締 役	谷 口 英 康	業務本部長兼業務部長
取 締 役	藤 井 武 嗣	管理本部長兼人材開発室管掌
取 締 役	武 智 順 子	弁護士法人御堂筋法律事務所社員
取 締 役	中 務 裕 之	中務公認会計士・税理士事務所代表
常 勤 監 査 役	大 西 聡	岐阜商事株式会社監査役 株式会社セキュリティデザイン監査役
監 査 役	岩 城 本 臣	弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 奥村組土木興業株式会社社外監査役 大研医器株式会社社外監査役 株式会社SN食品研究所社外監査役 協和テクノロジー株式会社社外取締役
監 査 役	日 根 野 文 三	日根野公認会計士事務所代表 国土建設株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち武智順子及び中務裕之の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち岩城本臣及び日根野文三の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役武智順子及び中務裕之の両氏と監査役岩城本臣及び日根野文三の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役大西聡氏は、金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役岩城本臣氏は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識を有しております。社外監査役日根野文三氏は、公認会計士、税理士としての長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分						人 員	報 酬 等 の 額
取 （ 社 外 取 締 役 ）						7 名 (2 名)	100,920千円 (11,400千円)
監 （ 社 外 監 査 役 ）						3 名 (2 名)	24,400千円 (10,500千円)
合					計	10名	125,320千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2008年6月27日開催の第50回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議をいただいております。また別枠で、2017年6月28日開催の第59回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は信託期間3年間について金100,000千円と決議をいただいております。
3. 上記の報酬等には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金繰入額7,750千円（取締役（社外取締役を除く）5名7,750千円）。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役武智順子氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・取締役中務裕之氏は、中務公認会計士・税理士事務所代表であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・監査役岩城本臣氏は、弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、奥村組土木興業株式会社社外監査役、大研医器株式会社社外監査役、株式会社SN食品研究所社外監査役及び協和テクノロジーズ株式会社社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・監査役日根野文三氏は、日根野公認会計士事務所代表及び国土建設株式会社社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 武智順子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 中務裕之	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 岩城本臣	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会も13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 日根野文三	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会は13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区 分	支 払 額（千 円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44,400
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,400

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 被監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、「収益認識基準への対応に関する会計基準」への対応に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、コンプライアンスマニュアルに従い、経営に関する重要事項を決定する。

- ・取締役は、法令、定款、取締役会決議、職務分掌規程、業務決裁基準、その他社内諸規程に従い、当社の業務を執行する。
- ・取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
- ・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室や会計監査人と連携して、監査基準や監査計画に則り、取締役の職務執行の監査を実施する。
- ・取締役を含む役職員の職務執行に係るコンプライアンス全般に関しては、社内に所定の通報相談窓口を設ける。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・使用人は、法令、定款はもとより、コンプライアンスマニュアル、行動規範及び社内諸規程に則り行動するものとする。
- ・使用人は、法令、定款、社内規則等の違反行為、あるいは社会通念に反する行為等を発見した場合は、コンプライアンスマニュアルに示された社内外の所定の窓口に通報する。
- ・内部監査室は、業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に報告するとともに、発見した課題、問題については、必要に応じてフォローアップ監査を実施する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、株主総会議事録と取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、社内規程等に基づき適切かつ確実に保存管理する。
- ・取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」に基づき、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制を構築する。
- ・不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、それを最小限に止める体制を整える。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定例取締役会を原則月1回開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。

- ・ 経営に関する重要事項については、社長の諮問機関である経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
- ・ 将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各半期予算を取締役会で執行決定し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団（以下当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- ・ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
当社は子会社に対し、子会社の業務及び取締役の職務の執行に係る状況を定期的に取り締役会又は経営会議において報告を求める。
- ・ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ各社が定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、グループ各社のリスクマネジメントの構築、維持、改善推進を行う。
子会社は、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスク管理委員会へ報告する。
- ・ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社はグループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ中期計画を策定し、その目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
- ・ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
当社は子会社に、その取締役及び使用人が当社グループ共通のコンプライアンスマニュアルに則り、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
当社は、当社の通報相談窓口の利用対象をグループ会社にまで拡大し、グループ会社の内部通報及び社員相談に対応できる体制を構築する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助すべきものとして、監査役の求めに応じて内部監査室から使用人若干名を選任し、兼務させる。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲において監査役又は監査役会に帰属するものとし、同使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を必要とする。

- ・当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社及び担当業務の執行状況の報告を行う。
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、会社の信用を大きく低下させるもの、会社に著しい損害を及ぼしたものの、又はその恐れのあるものを発見したときは、速やかに監査役に対し報告を行う。
- ⑩ 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役会は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・監査役は内部監査室との連携を保ち、必要に応じて同部門に調査を求める。
 - ・監査役は会計監査人と定期的に意見交換及び情報交換を行い、必要に応じて報告を求める。
- ⑬ 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・財務報告の適正性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、コンプライアンスマニュアルに明記し、社員に周知徹底する。社内の体制としては、グループ総務人事部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるように体制の整備を行う。

（5）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度において取締役会は15回開催され、各議案についての審議・業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、社外取締役及びグループ会社監査役との定例懇談会、また会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス

当社グループは、使用人に対し社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。また違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、相談窓口に通報した者がそれを理由に不利益な取扱いを受けないよう社内規程で定めております。

④ リスクマネジメント

当社グループは、リスク管理を行う全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置しており、年2回及び臨時に開催し、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討・実施しております。大規模な災害、事故等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置して対応する体制を構築しております。

⑤ 内部監査体制

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、業務の適正化に努めました。当事業年度から連結子会社の範囲を広げたこともあり、内部監査体制の一層の強化を図ってまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	45,069,918
現金及び預金	12,883,804
受取手形及び売掛金	22,024,449
電子記録債権	3,771,629
商品及び製品	4,952,449
仕掛品	468,470
原材料及び貯蔵品	155,165
その他	864,252
貸倒引当金	△50,303
固定資産	21,819,040
有形固定資産	14,506,586
建物及び構築物	4,976,792
機械装置及び運搬具	758,911
土地	7,487,330
建設仮勘定	1,010,686
その他	272,865
無形固定資産	2,986,402
のれん	1,171,097
営業権	1,560,000
その他	255,305
投資その他の資産	4,326,051
投資有価証券	2,515,991
退職給付に係る資産	678,911
繰延税金資産	61,804
その他	1,292,203
貸倒引当金	△222,860
資産合計	66,888,958

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	24,050,837
支払手形及び買掛金	13,575,244
電子記録債務	6,179,966
1年内返済予定の長期借入金	25,000
未払法人税等	707,467
賞与引当金	730,495
役員賞与引当金	14,875
その他	2,817,789
固定負債	535,786
繰延税金負債	245,815
役員株式給付引当金	10,196
退職給付に係る負債	72,932
その他	206,841
負債合計	24,586,624
純資産の部	
株主資本	41,365,820
資本金	5,232,413
資本剰余金	5,997,217
利益剰余金	30,221,251
自己株式	△85,062
その他の包括利益累計額	798,026
その他有価証券評価差額金	800,902
繰延ヘッジ損益	△11
退職給付に係る調整累計額	△2,864
非支配株主持分	138,487
純資産合計	42,302,334
負債純資産合計	66,888,958

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	104,619,924
売 上 原 価	88,805,058
売 上 総 利 益	15,814,866
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,841,153
営 業 利 益	3,973,712
営 業 外 収 益	703,325
受 取 利 息 及 び 配 当 金	84,251
仕 入 割 引	515,140
そ の 他	103,933
営 業 外 費 用	342,413
支 払 利 息	3,074
売 上 割 引	289,212
そ の 他	50,125
経 常 利 益	4,334,624
特 別 損 失	25,080
た な 卸 資 産 廃 棄 損	21,851
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,228
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,309,544
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,440,937
法 人 税 等 調 整 額	27,950
当 期 純 利 益	2,840,657
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	32,527
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,808,129

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,232,413	5,997,217	28,195,735	△84,407	39,340,959
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△871,190		△871,190
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,808,129		2,808,129
連 結 範 囲 の 変 動			88,577		88,577
自 己 株 式 の 取 得				△654	△654
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,025,516	△654	2,024,861
当 期 末 残 高	5,232,413	5,997,217	30,221,251	△85,062	41,365,820

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,214,201	－	135,485	1,349,687	－	40,690,646
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△871,190
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						2,808,129
連 結 範 囲 の 変 動						88,577
自 己 株 式 の 取 得						△654
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△413,299	△11	△138,350	△551,660	138,487	△413,173
当 期 変 動 額 合 計	△413,299	△11	△138,350	△551,660	138,487	1,611,687
当 期 末 残 高	800,902	△11	△2,864	798,026	138,487	42,302,334

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	14,496,550
現金及び預金	2,834,724
受取手形	2,791,544
電子記録債権	1,438,213
売掛金	4,318,270
商品及び製品	2,455,610
仕掛品	410,831
原材料及び貯蔵品	131,255
前払費用	93,122
その他の他	25,541
貸倒引当金	△2,564
固定資産	18,917,367
産有形固定資産	13,459,451
建物	4,158,975
構築物	301,776
機械及び装置	747,885
車両運搬具	22,114
工具器具備品	132,994
土地	7,085,512
建設仮勘定	1,010,191
無形固定資産	122,024
借地権	2,000
ソフトウェア	115,337
その他の他	4,687
投資その他の資産	5,335,891
投資有価証券	970,210
関係会社株式	3,715,217
出資金	24,205
破産更生債権等	9,255
前払年金費用	422,086
長期前払費用	89,244
保証金	76,915
その他の他	36,011
貸倒引当金	△7,255
資産合計	33,413,917

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	8,721,638
支払手形	1,044,662
電子記録債務	4,041,414
買掛金	2,153,870
1年内返済予定の長期借入金	25,000
未払金	541,542
未払費用	59,866
未払法人税等	417,464
預り金	19,973
賞与引当金	364,559
役員賞与引当金	7,750
その他の他	45,533
固定負債	248,081
長期未払金	64,487
繰延税金負債	76,461
役員株式給付引当金	10,196
資産除去債務	9,612
預り保証金	87,324
負債合計	8,969,719
純資産の部	
株主資本	24,103,224
資本金	5,232,413
資本剰余金	5,997,217
資本準備金	5,975,224
その他資本剰余金	21,992
利益剰余金	12,958,654
利益準備金	306,475
その他利益剰余金	12,652,179
特別償却準備金	2,739
別途積立金	7,000,000
繰越利益剰余金	5,649,440
自己株式	△85,062
評価・換算差額等	340,973
その他有価証券評価差額金	340,973
純資産合計	24,444,198
負債純資産合計	33,413,917

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額
売	上	高			34,289,010
売	上	原	価		26,661,717
	売	上	総	利 益	7,627,293
販	売	費	及 び 一 般 管 理 費		5,604,690
	営	業	利 益		2,022,602
営	業	外	収 益		405,311
	受	取	利 息 及 び 配 当 金		38,787
	賃		貸 料		284,280
	そ		の 他		82,243
営	業	外	費 用		207,986
	支	払	利 息		260
	賃	貸	原 価		165,009
	そ		の 他		42,715
	経	常	利 益		2,219,927
特	別	損	失		20,319
	た	な	卸 資 産 廃 棄 損		20,319
	税 引	前 当 期	純 利 益		2,199,608
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				720,878
	法 人 税 等	調 整	額		9,721
	当 期	純	利 益		1,469,008

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,232,413	5,975,224	21,992	5,997,217	306,475	4,109	7,000,000	5,050,252	12,360,837
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△871,190	△871,190
当 期 純 利 益								1,469,008	1,469,008
特別償却準備金の取崩						△1,369		1,369	－
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△1,369	－	599,187	597,817
当 期 末 残 高	5,232,413	5,975,224	21,992	5,997,217	306,475	2,739	7,000,000	5,649,440	12,958,654

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△84,407	23,506,060	522,771	522,771	24,028,832
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△871,190			△871,190
当 期 純 利 益		1,469,008			1,469,008
特別償却準備金の取崩		－			－
自己株式の取得	△654	△654			△654
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△181,797	△181,797	△181,797
当期変動額合計	△654	597,163	△181,797	△181,797	415,365
当 期 末 残 高	△85,062	24,103,224	340,973	340,973	24,444,198

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

フルサト工業株式会社
取締役会 御中

2020年5月12日

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嘉之[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸 脇美紀[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フルサト工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルサト工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

フルサト工業株式会社
取締役会 御中

2020年5月12日

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 嘉 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸 脇 美 紀 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フルサト工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制報告については、取締役等及び「有限責任監査法人トーマツ」から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

フルサト工業株式会社 監査役会

常勤監査役	大西 聡 ㊟
監査役 (社外監査役)	岩城 本 臣 ㊟
監査役 (社外監査役)	日根野 文 三 ㊟

以 上

トピックス

01 認知度を向上させるための取り組み

フルサトグループを多くの方に知っていただくことが、企業グループとしての価値向上につながるという考えのもと、広告・宣伝活動を行っております。

第62期における主な活動として、駅広告（東海道新幹線／東京駅南改札内、大阪メトロ／谷町四丁目駅南改札前）、新聞広告（日本経済新聞／NIKKEI The STYLE）、ラジオCM（ラジオNIKKEI／午前9時 時報CM）等を行いました。



東海道新幹線／東京駅南改札内の電照広告



大阪メトロ／谷町四丁目駅南改札前のデジタルサイネージ（2019年12月末終了）

02 IR活動

投資家の皆様にフルサトグループをより良く知っていただくために、IR活動を継続的に実施しております。これまでは、アナリスト、ファンドマネージャーに対する活動が主でしたが、第62期より個人投資家向けのIR活動も開始しました。

主な活動

- ・アナリスト向け決算説明会（5月、11月／毎年）
- ・アナリスト向けスモールミーティング（8月、2月／毎年、2020年2月末開催）
- ・アナリスト、ファンドマネージャー個別ミーティング（23回）
- ・個人投資家向け説明会（2019年11月、横浜）
- ・ラジオNIKKEI番組「ザ・マネー」出演（2019年12月）

※個人投資家向け施設見学会等複数のイベントを新型コロナウイルス対策で中止しました。



個人投資家向け説明会 ジャパンツアー横浜



ラジオNIKKEI「ザ・マネー」出演

03 職場制度改革

「働き甲斐のある充実した職場」に向けての環境改革は、中期経営計画の施策として取り組んでおります。2018年の株式会社ジーネット名古屋支社に続き、昨年、岐阜商事株式会社の本社の建て替えを行いました。フルサト工業株式会社の神奈川営業所、広島営業所、富士営業所の改築を行い職場環境が改善されました。

また、ワークライフバランスの適正化や、働き方の選択肢を増やすことによる生産性の向上に取り組んでいましたが、テレワークや時差勤務などの制度が、新型コロナウイルス対策の一つとして効果を発揮しました。



岐阜商事新本社



フルサト工業富士営業所

04 子会社による営業権譲受

フルサト工業株式会社の子会社である株式会社ジーネットが、日本電産シンポ株式会社の一部の営業権を譲受しました。譲受したのはリングコーン変速機とコロネット減速機の国内販売営業権で、今後の販売強化が見込まれます。



リングコーン変速機



コロネット減速機

05 郡山営業所復旧

2019年10月の台風19号による記録的な豪雨で、河川の氾濫により浸水した郡山営業所（フルサト工業株式会社、株式会社ジーネットが同居）の復旧工事が2020年3月に完了しました。浸水は床上2.5mにもおよび、建物の内装、車両、家具、什器備品は全て被害を受けました。

2019年12月には敷地内に建てた仮設事務所で通常営業を開始し、本事務所の復旧工事が完了した2020年3月より従来通りの体制で業務を再開しております。



災害後の清掃作業



仮設事務所の外観



改装された本事務所内

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場 ご案内図



会 場

フルサトビル5階 フルサトホール
大阪市中央区南新町一丁目2番10号
電話 06-6946-9608



交 通

Osaka Metro 谷町線／中央線「谷町四丁目」駅下車
(④号出口より徒歩3分)

